

## 公立小中学校遠距離通学者におけるバス運賃の見直しについて

### 1. 現状と課題

現在、教育委員会では、「亀山市亀山地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱」及び「亀山市関地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱」に基づいて、亀山市立小学校及び中学校に通学する遠距離の児童・生徒の保護者に対して、バスやJR等による通学費の一部を補助しています。

令和3年4月1日の運賃改正において、市内公立小中学校の遠距離通学者の定期券は「現行どおり」としましたが、同時に学校によっては無償のスクールバスで通学しているケースもあり、学校によって対応が異なることが課題となっていました。

保護者側からみれば、通学費を一旦支払う必要がある学校とそうでない学校があり、特に加太地区においては小学校と中学校で制度が異なるなど、同じ地区であっても統一されていない状況です。また、学校側としても、年度当初にバス運賃支払いのため対象となる保護者から集金し、年度末には通学費補助として対象者に返還するという事務手続きを行う必要があります。

このことから、スクールバスを利用する遠距離通学者とはバスの形態が異なりますが、市のコミュニティ系バスを利用する遠距離通学者の運賃を無償化することで、保護者にとって公平な運用となると同時に、これまでの必要な手続きを簡略化でき、保護者及び学校、教育委員会の事務負担等の軽減を図るため、運賃の見直しが必要となっています。

### 2. 対象者と補助額

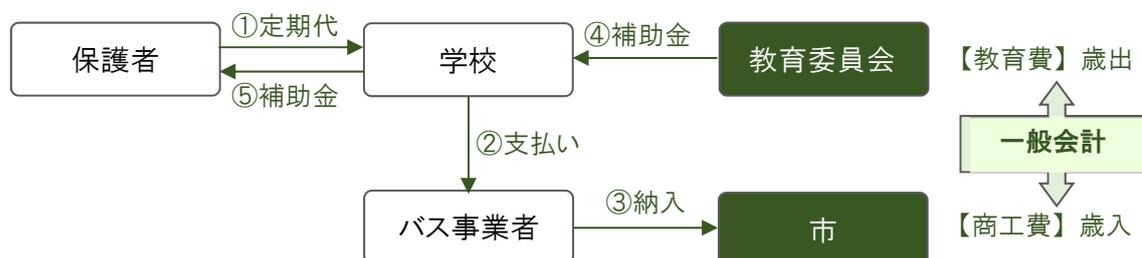
令和3年度の遠距離通学者の対象人数と補助額は次のとおりとなっています。

学校名	対象地域	対象	人数	補助額合計
野登小学校	坂本	全学年	0人	—
	池山	1・2年	5人	80,000円
関中学校	沓掛・弁天・筆捨・坂下	全学年	3人	48,000円
	加太神武・板屋・北在家・中在家	全学年	11人	176,000円
合計			19人	304,000円

※現在対象者はいませんが、以下の児童・生徒も対象となります。

- ①通学距離が4 km以上で、交通機関を利用する関地区の児童
- ②通学距離が6 km以上で、交通機関を利用する関地区の生徒

#### 【バス運賃と補助金の流れ】



### 3. 改正案

次のとおり対象となる遠距離通学者の運賃を無料とします。

対象者	①安坂山町坂本から野登小学校にバスで通学する児童及び同町池山から同小学校にバスで通学する第1学年及び第2学年の児童 ②交通機関を利用する者で、通学距離が4キロメートル以上の児童 ③交通機関を利用する者で、通学距離が6キロメートル以上の生徒 ④②及び③に関わらず、亀山市教育委員会が徒歩による通学が危険であると認めた生徒であって、沓掛、弁天、筆捨及び坂下から通学するもの ⑤加太地区在住で、JR 加太駅から加太神武・板屋・北在家・中在家まで関町福祉バスを利用して通学する生徒(加太市場、加太向井及び加太梶ヶ坂から通学する生徒を除く。)
対象路線	さわやか号、野登・白川地区自主運行バス、西部ルート、東部ルート、南部ルート、加太地区福祉バス

※現在、運賃を無料としている区分は、小学生未満並びに障がい者及びその介護者です。

#### 《改正による影響等》

- ◆対象路線は、市のコミュニティバスとすることから、バス事業者への影響はありません。
- ◆運賃を無料にすることで、上記補助額合計額が運賃収入として減少しますが、利用者数には影響ありません。
- ◆長期欠席や転校等の場合でも、これまでのように運賃の払い戻しの手続きをする必要がありません。
- ◆保護者にとっては、年度末に通学費の補助が受けられますが、年度当初に年間定期券代を一括して支払うという負担がなくなります。

### 4. 対象者の乗車方法

- ①対象となる児童・生徒については、学校から教育委員会に対象者名簿を提出すると同時に、これまでどおり学校長が定期券に代わる証明書を発行する。
- ②教育委員会は、市（産業振興課）に対象名簿を提出する。
- ③市（産業振興課）からバス事業者に対象名簿を提供する。

### 5. 改正時期

令和3年4月1日